

共済組合では、現在扶養認定されているご家族などの現状や収入等を調査し、適正に扶養要件を満たしているかを確認するため、毎年、被扶養者の現況調査を実施しています。

この調査は目下急務の医療費増嵩対策並びに短期給付財政の安定化にも寄与するもので、たいへん重要な調査となります。

提出期限は7月 26 日(金)までとなっておりますので、調査の趣旨をご理解いただいた上で、期限までに必ず提出くださるようご協力をお願いします。

調査中に被扶養者に該当しないことが判明した場合には、速やかに取消の手続きをお願いいたします。

被扶養者の現況調査 を実施します！



提出期限 令和 6 年 7 月 26 日(金)

調査対象者

令和6年4月1日現在で
18歳以上の被扶養者
(平成18年4月1日以前生まれのご家族)

調査方法

調査対象者を扶養する組合員の方へ 7 月上旬頃に「被扶養者現況届」を所属の各課公所経由でお届けしますので、必要となる書類を揃えて添付し、所属課の庶務担当まで提出して下さい。

1 扶養認定に関するポイント

被扶養者の現在状況	資格確認のポイント
学 生	● 認定限度額（130万円）以上の収入がありませんか？ ⇒130万円以上の収入があれば、アルバイトでも扶養から外れます！
給与収入のある方	● 就職して認定取消の手続きを忘れていませんか？ ● 雇用条件変更等により認定限度額（130万円）以上の収入がありませんか？ ● 就職して認定取消の手続きを忘れていませんか？ ⇒130万円以上の収入の見込みがあれば取消となります！（通勤手当等を含む税金等控除前の総支給額）
年金受給者	● 年金受給開始年齢到達や年金額改定等により限度額を超えていませんか？ ⇒年金決定（改定）通知書の日付の翌日に遡って取消となります！ ※障害年金、遺族年金等も含まれます。
雇用保険待期中または受給延長中の方	● 雇用保険（月額3,612円以上）を受給していませんか？⇒もし受給していると遡って取消となります！
組合員と別居している方 (学生である子を除く)	● 別居している被扶養者に対し毎月5万円以上の仕送りをしていますか？ ⇒仕送りの事実（金額を含め）がなくなった場合には取消となります！
同居が認定要件の方（義父母、おじ・おば等）	● 現在別居していませんか？⇒同居が条件です。別居は認定取消となります！
事業所得のある方	● 認定限度額(130万円)以上の収入がありませんか？ ⇒共済組合の扶養認定上の所得は税法上の所得とは異なり、健康保険法に基づき共済組合が定める必要経費を控除した額となります！

認定限度額にご注意ください

60歳以上の方
又は
障害年金受給者

年間180万円

60歳未満の方

年間130万円

2 調査の際、ご用意いただく主な添付書類〔一般的な例〕

認定対象者	書類の種類・名称（今年度からいずれも写して結構です。）
学 生	● 在学証明書(令和6年4月以降発行のもの)又は学生証及び令和6年度所得証明書
給与収入のある方	● 事業主の証明(1年間の収入額)又は直近3ヶ月の給与明細書及び令和6年度所得証明書等
年金受給者	● 最新の年金振込通知書又は改定通知書等及び令和6年度所得証明書等 ※ 通帳のコピー等は不可
雇用保険受給中の方	● 雇用保険受給資格者証及び令和6年度所得証明書
別居の被扶養者（学生である子以外）	● 直近3ヶ月以上仕送りの事実を証明する書類（①通帳の写し、②銀行の振込依頼書の写し、③現金書留封筒の写し）
事業所得のある方	● 令和5年分の確定申告書、収支内訳書及び令和6年度所得証明書

被扶養者の現況調査



Q 配偶者と子どもは、すでに税の扶養控除対象となっているので、重ねて添付書類を提出する必要はないと思うのですが？

A 税法上の扶養控除と健康保険の被扶養者制度は全く異なる制度です。
また、扶養認定をする際の「収入」とは、税法上の「所得」とは異なり、税法上の所得は0として課税されなくとも、扶養認定を行うに当たっては、収入が基準額を超えると認定できない場合があるので、収入が分かる所得証明書等を提出していただく必要があります。

Q 所得証明書とは何ですか？被扶養者自身の所得証明書は必ず取らなければなりませんか？

A 「所得証明書」(本市でいう「課税(非課税)証明書」のことを指し、市区町村によって呼称が異なる場合があります。)は、その人に住民税が課税されている場合、税額はいくらか、また課税の基礎と収入の額や種別等を証明するものです。組合員本人が税法上の配偶者控除を受けている場合には、所得証明書の代わりに組合員ご本人の「住民税課税通知書」(写し可)でも結構です。

Q 所得証明書はいつの分が必要ですか？

A 「令和6年度」の所得証明書の交付を受けて下さい。住民税(所得割)は、前年中(この場合は令和5年1月~12月)の所得に対して課税されるため、直近最新という意味での証明としては、令和6年度の所得証明が必要になります。

Q 所得証明書の代わりに源泉徴収票ではダメなのでしょうか？

A 給与所得の源泉徴収票とは、年末日の時点で在籍している従業員に対して年間の支払給与総額と国(税務署)に納付した所得税額を記載した書類のことで、勤め先の会社が発行するものです。「源泉徴収票」では給与収入部分の確認しかできないので、勤め先が複数ある場合や給与収入以外の収入がある場合、年間の全収入を確認するためには、「所得証明書」が必要となります。

Q 妻がパートで勤めていますが、直近3ヶ月(5月~7月)分の給与明細書を紛失してしまいました。どうすれば良いですか？

A 勤務先から「給与支払等証明書」又は「給与明細書(再発行)」を交付してもらって下さい。

Q 扶養認定の要件を満たさなくなっていたにもかかわらず、取消の手続きをしていませんでしたが、どうなりますか？

A 原則、事由発生日に遡及して資格喪失となりますので、至急、取消の手続きをして下さい。
この場合、喪失日以降に受診した被扶養者の医療費等がある場合には、組合員から当組合へ返還していただく場合がありますので、ご注意下さい。
なお、返還の手続きについては、本現況調査完了後、追ってご連絡又は返還通知書をお送りしますので、それをご覧になって行って下さい。